

◆騒音規制法 特定施設一覧

No.	施設名		規模
1	金属加工機械	イ 圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る
		ロ 製管機械	すべてのもの
		ハ ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る
		ニ 液圧プレス	矯正プレスを除く
		ホ 機械プレス	呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る
		ヘ せん断機	原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る
		ト 鍛造機	すべてのもの
		チ ワイヤフォーミングマシン	すべてのもの
		リ ブラスト	タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く
		ヌ タンブラー	すべてのもの
		ル 切断機	といしを用いるものに限る
2	空気圧縮機及び送風機		原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る
3	土石用又は鉱物用の破碎機、 摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る
4	織機		原動機を用いるものに限る
5	建設用資材製造機械	イ コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る
		ロ アスファルトプラント	混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る
6	穀物用製粉機		ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る
7	木材加工機械	イ ドラムバーカー	すべてのもの
		ロ チッパー	原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る
		ハ 碎木機	すべてのもの
		ニ 帯のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が115キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る
		ホ 丸のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る
		ヘ かな盤	原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る
8	抄紙機		すべてのもの
9	印刷機械		原動機を用いるものに限る
10	合成樹脂用射出成形機		すべてのもの
11	鋳造型機		ジョルト式のものに限る